

## ISSUE BRIEF

# 東日本大震災に伴う税制上の特例措置

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 707 (2011. 4. 12.)

はじめに

### I 現行法で対応可能な事項

- 1 所得税・個人住民税
- 2 法人税
- 3 相続税・贈与税
- 4 消費税等
- 5 期限の延長、納税猶予など
- 6 地方税、その他

### II 阪神・淡路大震災時の特例措置

- 1 所得税・個人住民税
- 2 法人税
- 3 相続税・贈与税
- 4 その他

### III 政府が検討している特例措置

おわりに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、戦後最大規模の災害となっており、税制面でも、被災した個人や企業の税負担を軽減したり、復興を円滑に進めるための措置を講じるなどの対策が急がれる。

本稿では、まず、現行法によりどのような対処が可能かを述べ（I）、さらに、特例措置としてどのような方策が考えられるかという観点から、阪神・淡路大震災の時に採られた措置を紹介する（II）。そして最後に、現在、政府が検討している特例措置のうち、報道等をもとに判明したものをまとめる（III）。

政府は、税制関係の特例を含む特別立法について、4 月上中旬に国会に提出し、早期の成立を目指す方針であり、今後の検討の行方が注目される。

財政金融課

かとう けいいち  
(加藤 慶一)

調査と情報

第 707 号

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、戦後最大規模の災害となっている。3 月 23 日現在での内閣府試算によれば、社会資本（道路、港湾等）、住宅、民間企業設備等のストックの破損による直接被害は 16 兆円～25 兆円、民間企業設備や流通網の破損による生産減は 1.25 兆円から 2.75 兆円（フロー、平成 23 年度）に及ぶ<sup>1</sup>。税制面でも、被災した個人や企業の税負担を軽減したり、復興を円滑に進めるための措置を講じるなどの対策が急がれる<sup>2</sup>。

本稿では、まず、現行法によりどのような対処が可能かを述べ（Ⅰ）、さらに、特例措置としてどのような方策が考えられるかという観点から、阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の時に採られた措置を紹介する（Ⅱ）。そして最後に、現在、政府が検討している特例措置のうち、報道等をもとに判明したものをまとめる（Ⅲ）。

なお、本稿では、できるだけ（ ）内に根拠条文を示すようにしたが、その際、以下のとおり法令名を略記している。

《法令の略称》	
国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）：通	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）：租
国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）：通令	令
所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）：所	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）：災免法
法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）：法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和 22 年政令第 268 号）：災免令
相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）：相	
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）：消	
消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）：消令	
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）：地	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 7 年法律第 11 号）：震特法
租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）：租	

## I 現行法で対応可能な事項

震災等により被害を受けた場合、現行法下で対応可能な主な措置（雑損控除または災免法による所得税・個人住民税の減免、被災資産の損金または必要経費への算入、相続税・贈与税の軽減、申告期限の延長等）は以下のとおりである<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 内閣府「東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析」（月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料）2011.3.23.<<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei-s/1103.pdf>> この試算には、人的被害、原子力発電所事故及び放射性物質飛散の影響、計画停電等電力不足の影響、消費者心理の悪化による影響等は含まれていない。

<sup>2</sup> 本稿では、主に被災者支援のための措置を取り上げる。復興財源のための増税案については、小池拓自「震災復興財源を巡る議論」「国政の論点」2011.4.1（事務用資料）を参照。

<sup>3</sup> 以下の各項目に掲げた資料のほか、国税庁『平成 22 年度版 暮らしの税情報』pp.17-18.<<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/000.pdf>>; 国税庁「災害に関する主な税務上の取扱いについて」2011.3.24.<<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/atsukai/index.htm>>; 鳥毛拓馬「震災に対する租税の減免措置等」『大和総研 Legal and Tax Report』2011.3.15.<<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11031502tax.pdf>>等を参照した。このほか、「大災害 知りたい公的支援（下）税金・社会保険負担を軽減」『日本経済新聞』2011.4.3 にも、災害を受けた場合に受けられる税や社会保険料の軽減措置がまとめられている。

## 1 所得税・個人住民税

### (1) 雑損控除または災免法による減免措置

震災、風水害、落雷、火災等の災害により住宅・家財等の資産に損害を受けた場合、所得税法上の雑損控除（所 72, 地 34①一, 314 の 2①一）または「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下、「災免法」）による減免措置<sup>4</sup>（災免法 2）のいずれかを選択適用し、所得税の軽減または免除を受けることができる<sup>5</sup>（表 1）。以上の扱いは、住民税においても同様である。

表 1 雑損控除と災免法による減免措置の比較

	雑損控除	災免法による減免措置								
資産の所有者	①居住者 または ②その者と生計を一にする親族で、その年の所得金額が 38 万円以下のもの	①年間所得金額が 1,000 万円以下の居住者 または ②その者と生計を一にする親族で、その年の所得金額が 38 万円以下のもの								
損失の原因	災害、盗難、横領	災害のみ								
対象資産、適用要件	生活に通常必要な資産など（居住用家屋、家財、衣服、宝石などで 1 個の時価が 30 万円超のものは対象外）	住宅または家財に時価の 2 分の 1 以上の損害が生じた場合（1 個の時価が 30 万円超のものは対象外）								
軽減額	次のうちいずれか多い方の金額を所得控除 ①差引損失額－（年間所得金額×10%） ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円 ※差引損失額とは、資産の時価の減損に住宅の取壊し費用等を足した額から保険金等により補填される額を差し引いたもの	以下のとおり所得税額を減免 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得金額</th> <th>減免措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>所得税を全額免除</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 750 万円以下</td> <td>2 分の 1 軽減</td> </tr> <tr> <td>750 万円超 1,000 万円以下</td> <td>4 分の 1 軽減</td> </tr> </tbody> </table>	所得金額	減免措置	500 万円以下	所得税を全額免除	500 万円超 750 万円以下	2 分の 1 軽減	750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1 軽減
所得金額	減免措置									
500 万円以下	所得税を全額免除									
500 万円超 750 万円以下	2 分の 1 軽減									
750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1 軽減									
繰越し	翌年以降 3 年間の繰越し可能	——								
適用要件	確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の領収書等を添付または提示。給与所得がある場合は、源泉徴収票（原本）を申告書に添付	確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載して、原則として確定申告期限内に所轄税務署長に提出								

（出典）高柳昌代『知っておきたい所得税の常識（第 13 版）』税務経理協会，2009，pp.155-156；「No.1110 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1110.htm>>; 「No.1902 災害減免法による所得税の軽減免除」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1902.htm>>から筆者作成。

### (2) 源泉所得税の徴収猶予・還付

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されるが、給与等の源泉徴収や

<sup>4</sup> 現行制度は、表 1 のとおり、年間所得金額 1,000 万円以下であれば減免措置が受けられるようになっているが、以前は 600 万円以下であった。阪神・淡路大震災の時に要件が緩和されたものである。

<sup>5</sup> 「No.8004 災害を受けたときの所得税の軽減免除」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8004.htm>>; 「No.1902 災害減免法による所得税の軽減免除」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1902.htm>>; 「No.1110 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1110.htm>>

次に述べる(3)の予定納税の段階でも、その減額または徴収猶予を受けることができる<sup>6</sup>。

サラリーマン、公的年金受給者等の源泉徴収対象者が、災害により住宅または家財の 2 分の 1 以上の損害を受けた場合、その年の所得金額の見積額が 1,000 万円以下<sup>7</sup>であれば、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税額の全額または一部の徴収猶予や還付を受けられる（災免法 3②～④⑥）（表 2）。

表 2 災免法による源泉所得税の徴収猶予・還付（災害による住宅等の損害が 2 分の 1 以上の場合）

所得金額の見積額等	徴収猶予・還付		
500 万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害日以後の源泉徴収を猶予</li> <li>・ 1 月 1 日から災害日までの間に源泉徴収された税額を還付</li> </ul>		
500 万円超 750 万円以下	災害日が 6 月 30 日以前である場合	または	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害日以後の源泉徴収額の 2 分の 1 を猶予</li> <li>・ 1 月 1 日から災害日までの間に源泉徴収された税額の 2 分の 1 を還付</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害日から 6 か月間、源泉徴収を猶予</li> </ul> 災害日が 7 月 1 日以後である場合		
750 万円超 1,000 万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害日以後の源泉徴収を猶予</li> <li>・ 1 月 1 日から災害日までの間に源泉徴収された税額を還付</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害日から 3 か月間（または 12 月 31 日までの間）、源泉徴収を猶予</li> </ul>		

（出典） 災免令第 3 条の 2 から筆者作成。

災害による住宅または家財の損害額が 2 分の 1 未満、またはその年の所得金額の見積額が 1,000 万円超であっても、雑損控除の適用が受けられると認められる場合は、その雑損失の金額に対応する源泉徴収額の猶予を受けられる（災免法 3⑤⑥）。

### （3） 予定納税の減額

予定納税とは、前年分の経常的な所得金額や税額を基に計算した金額（予定納税基準額）が 15 万円以上である場合、納税者は、その年の所得税の前払いとして、7 月（第 1 期）および 11 月（第 2 期）に 3 分の 1 ずつ納付しなければならないというものである（所 104）。

表 3 所得税法と災免法による予定納税の減額措置

災害を受けた日	災免法の減免を受けられる者	それ以外の者
1 月 1 日～6 月 30 日	6 月 30 日の現況によって見積もったその年の所得税額が予定納税基準額に満たない場合、 <u>第 1 期</u> および <u>第 2 期</u> の予定納税額を減額（所 111①）	
7 月 1 日～10 月 31 日	災害を受けた日において見積もったその年の所得税額が予定納税基準額に満たない場合、 <u>第 1 期</u> 分または <u>第 2 期</u> 分の予定納税額を減額（災免法 3）	10 月 31 日の現況によって見積もったその年の所得税額が予定納税基準額に満たない場合、 <u>第 2 期</u> の予定納税額を減額（所 111②）
11 月 1 日～12 月 31 日		

（出典） 所得税法第 111 条および災免法第 3 条；「No.8005 災害を受けたときの予定納税の減額申請」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8005.htm>>から筆者作成。

<sup>6</sup> 「No.8003 サラリーマン、公的年金受給者が災害を受けたときの源泉所得税の徴収猶予及び還付」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8003.htm>>

<sup>7</sup> 前掲注(4)参照。

所得税法上、その年の所得税の見積額が予定納税基準額に満たない場合、7月15日までに申請すれば第1期分および第2期分について、11月15日までに申請すれば第2期分について予定納税額が減額される<sup>8</sup>（所111）（表3）。

これに加えて災免法の減額規定があり、7月1日以降に災害を受けた場合、(1)の災免法による減免を受けられる者で、その年の所得税の見積額が予定納税基準額に満たないものは、災害にあった日から2か月以内に、第1期分または第2期分の予定納税額の減額を申請できることとされている（災免法3①）（表3）。

## 2 法人税

### (1) 被災した資産の損金算入

法人の所有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により損失を受けたり、それらの資産の取壊し等のための出費があった場合、その損失・費用の額は課税所得の計算上損金に算入される（法22③）。

事業を営む個人の有する事業用資産についても、災害による損失と出費は、所得税法上、必要経費に算入される（所37①, 51①）。

### (2) 災害による欠損金の繰越し

法人税法上、欠損金は7年間繰り越し、利益と通算できることになっているが、そのためには、欠損金の生じた事業年度は青色申告書を提出していなければならない（法57）。ただし、災害により生じた部分については、青色申告書を提出しなかった年度の損失であっても、7年間の繰越しができる（法58）。

事業を営む個人の有する事業用資産についても同様に、青色申告書を提出しなかった年の損失であっても、繰越し（3年間）ができる（所70②）。

## 3 相続税・贈与税

表4 災免法による相続税・贈与税の軽減措置

	災害が法定申告期限より前の場合	災害が法定申告期限より後の場合
減免の内容	相続等により取得した財産の価額から、被害を受けた部分で、保険金等により補填されなかった部分の価額を控除して課税価額を計算する（災免法6, 災免令12）。	災害のあった日以後に納付すべき相続税・贈与税の額で、課税価額の計算の基礎となった財産の価額のうち、被害を受けた部分で、保険金等により補填されなかった部分の価額に対応する金額が免除される（災免法4, 災免令11）。
手続き	相続税・贈与税の申告書に、被害の状況や被害額等を記載し、原則として申告期限内に提出	被害の状況や被害額等を記載した申請書を、災害のやんだ日から2か月以内に所轄税務署長に提出

（出典） 「No.8006 災害を受けたときの相続税の軽減」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8006.htm>>; 「No.8007 災害を受けたときの贈与税の軽減」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8007.htm>>から筆者作成。

相続、遺贈、贈与により取得した財産について、災害により、相続税・贈与税の課税価

<sup>8</sup> 「No.8005 災害を受けたときの予定納税の減額申請」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8005.htm>>

格の計算の基礎となった財産の価額の10%以上<sup>9</sup>の被害を受けた場合は、表4の区分により相続税・贈与税が軽減される(災免法4,6)<sup>10</sup>。

## 4 消費税等

### (1) 課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書等の提出の特例

課税事業者選択制度<sup>11</sup>(消9)や簡易課税制度<sup>12</sup>(消37)については、届出書を提出した翌課税期間から、これらの制度が適用されることが原則である。

災害等<sup>13</sup>のやむを得ない事情により、課税期間開始前に、課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書(あるいは、これらの制度の適用を止める場合は、不適用届出書)を提出することができなかった場合、やむを得ない事情がやんだ日から2か月以内に申請書を所轄税務署長に提出して承認を受けることにより、上記の届出書は期限内に提出したものとみなされる<sup>13</sup>(消令20の2,57の2)。

### (2) 災害等に伴う簡易課税制度の適用の変更

災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、災害等の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった(または適用が不要となった)場合、災害等のやんだ日から2か月以内に申請書を所轄税務署長に提出して承認を受けることにより、当該課税期間から簡易課税制度の適用(または不適用)が可能となる<sup>14</sup>(消37の2)。

### (3) 納税済みの酒税、たばこ税、揮発油税等に係る救済措置

酒類、たばこ、ガソリン等の製造業者または販売者が販売のために所持していた課税済みの製品が、災害により亡失・滅失等した場合、酒税、たばこ税、揮発油税等の税相当額について救済措置を受けることができる<sup>15</sup>(災免法7)。この救済措置を受けるためには、販

<sup>9</sup> 以前は、すべての財産の価額の10%以上の被害を受けた場合のみ適用できたが、阪神・淡路大震災の時に適用要件が緩和され、現在は、土地等を除いた財産の価額の10%以上の被害があれば軽減が受けられることになっている。

<sup>10</sup> 「No.8006 災害を受けたときの相続税の軽減」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8006.htm>>; 「No.8007 災害を受けたときの贈与税の軽減」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8007.htm>>

<sup>11</sup> 売上高1,000万円以下である消費税の免税事業者は、消費税の納税義務を免除される一方、仕入れに係る消費税額の控除や還付も受けることができないため、多額の設備投資を行う場合などには不利な結果となる。そのため、免税事業者であっても、課税事業者選択届出書を所轄税務署長に提出することにより、翌課税期間から課税事業者となることができる。

<sup>12</sup> 消費税の納税額は、売上に係る消費税から仕入、経費等に係る消費税を控除して求められるが、売上高5,000万円以下の中小事業者については、煩雑な事務処理を避けるため、売上に係る消費税額に一定の割合を乗じたものを仕入控除税額とみなすことが認められている。簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出することにより、翌課税期間から適用される。

<sup>13</sup> 「No.6630 やむを得ない事情により課税事業者選択届出書等の提出が間に合わなかった場合」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6630.htm>> この規定は、平成7年9月27日政令第341号により追加された。阪神・淡路大震災の時には存在しなかったため、当時は震特法第39条により特例として対応した。

<sup>14</sup> 「No.6632 災害等により簡易課税制度の適用を受ける(受けることをやめる)必要が生じた場合」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6632.htm>>

<sup>15</sup> 「No.8008 災害を受けた酒類、製造たばこ、揮発油等に対する救済措置」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8008.htm>>

売業者が、災害のやんだ日<sup>16</sup>から 1 か月以内に申請書を所轄税務署長に提出し、確認書の交付を受け、これを酒類等の納税義務者に提出する必要がある。

#### (4) 自動車重量税の還付

自動車の販売業者等が車検証の交付を受けるなどの目的で保管していた自動車が、災害により廃車となった場合、納付した自動車重量税の還付を受けることができる<sup>17</sup>(災免法8)。この還付措置を受けるためには、被災自動車確認書、自動車重量税納付税額証明書等とともに、災害のやんだ日から 4 か月以内に還付申請書を所轄税務署に提出する必要がある。

## 5 期限の延長、納税猶予など

### (1) 申告期限等の延長

納税者が災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告、届出、納付等ができない場合、その理由がやんだ日から 2 か月以内に限り、これらの期限が延長される<sup>18</sup>(通11)。

災害等が都道府県の全部または一部にわたる場合、国税庁長官が職権で地域および期日を指定する(地域指定)<sup>19</sup>(通令3①)。納税者個別の事情による場合、納税者の申請により所轄税務署長が期日を指定する(個別指定)(通令3②)。

### (2) 納税の猶予

表5 国税通則法による納税の猶予

	①災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予	②災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予
適用要件	災害により全積極財産のおおむね 20%以上の損失を受けた場合	災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することができないと認められる場合
猶予される国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税等のうち一定のもので、損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべきもの	災害等により被害を受けたことに基づき、一時に納付することができないと認められる国税
猶予の内容	損失の程度により、納期限から 1 年以内の期間、納税の猶予を受けられる	原則として 1 年以内の期間(最大 2 年以内の期間)、納税の猶予を受けられる
手続き等	災害のやんだ日から 2 か月以内に申請	税務署長に申請(期間制限はない)。猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要

(出典) 「No.8002 災害を受けたときの納税の猶予」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8002.htm>>から筆者作成。

<sup>16</sup> 「災害のやんだ日」とは、災害が引き続き発生するおそれなくなり災害復旧に着手できる状態になったときをいい、具体的には、所轄税務署長または国税局長が定めるものとされている(「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(間接国税関係)の取扱いについて」(昭和39年2月3日 間消1-11・間酒2-8・徴管2-10)7-4)。「(4) 自動車重量税の還付」における「災害のやんだ日」についても、これに準ずる(8-8)。

<sup>17</sup> 国税庁「被災自動車に係る自動車重量税の還付等について」2011.3.<<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/pdf/23120161-0.pdf>>

<sup>18</sup> 「No.8001 災害による期限の延長」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8001.htm>>

<sup>19</sup> 阪神・淡路大震災の時は、平成7年1月25日付け国税庁告示第1号により、被災地の市町について、国税の申告等の期限を別途告示で定める日まで延長するとされ、その後、平成7年3月15日付け国税庁告示第2号により、別途告示で定める日は平成7年5月31日とされた。

納税者が災害により被害を受けた場合、①未だ納期限が到来していない国税については「災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予」が、②すでに納期限が到来している国税については「災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予」が受けられる<sup>20</sup>（通 46～49）（表 5）。

①および②の納税の猶予は併せて適用を受けることもでき、同一の災害を理由として、最長 3 年間の猶予が受けられる。

## 6 地方税、その他

### （1）固定資産税、都市計画税のみなし住宅用地の特例

固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対して、固定資産課税台帳に登録された固定資産価額の 1.4% で課される市町村税である。都市計画税は、市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して、固定資産税の評価額の 0.3% 以下で課される市町村税である。

土地が住宅用地として使用されている場合、固定資産税の評価額は 3 分の 1（200 m<sup>2</sup>までの部分は小規模住宅用地として 6 分の 1）に、都市計画税の評価額は 3 分の 2（小規模住宅地は 3 分の 1）となる（地 349 の 3 の 2, 702 の 3）。この特例の適用を受けるためには、賦課期日（毎年 1 月 1 日）において住宅が存していなければならない。

災害により住宅が滅失・損壊した後、再建されていない場合でも、税負担が急増することを回避するため、災害発生後 2 年度分の固定資産税、都市計画税については、被災前に住宅用地の特例の適用を受けていれば、現に住宅が存しなくても住宅用地とみなすこととされている<sup>21</sup>（地 349 の 3 の 3①, 702 の 3）。

また、災害により被災した住宅用地が土地区画整理事業の対象となり、仮換地の指定があった場合、当該仮換地自体は被災住宅用地ではないため、本来であれば住宅用地の特例は受けられないが、このような場合でも、災害発生後 2 年度分の固定資産税、都市計画税については、当該仮換地を住宅用地とみなすこととされている<sup>22</sup>（地 349 の 3 の 3③, 702 の 3）。

### （2）土地区画整理事業に伴う不動産取得税の非課税

不動産取得税は、不動産の取得者である個人、法人に対して、取得時の不動産価格（宅地評価土地については、2 分の 1 の価格）に対して 4%（現在は時限的に、住宅および土地の取得に対しては 3%）で課される道府県税である。

土地区画整理事業に伴い、宅地の所有者が清算金に代えて住宅等を取得する等の場合、不動産取得税は非課税とされている<sup>23</sup>（地 73 の 6③④）。

<sup>20</sup> 「No.8002 災害を受けたときの納税の猶予」国税庁ホームページ<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/saigai/8002.htm>>

<sup>21</sup> 固定資産税務研究会編『要説固定資産税（平成 22 年度版）』ぎょうせい, 2010, pp.121-130; 地方税制度研究会編『地方税ハンドブック（平成 22 年版）』ぎょうせい, 2010, p.462.

<sup>22</sup> これらのみなし住宅用地の特例は、阪神・淡路大震災の時には存在しなかったため、当時は地方税法附則第 16 条の 2 第 1 項～第 3 項により特例として対応した。その後、平成 13 年度税制改正において、上記の措置は地方税法の本則に組み入れられ、恒久化された。

<sup>23</sup> この特例は、阪神・淡路大震災の時には存在しなかったが、地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 49 号）により、地方税法第 73 条の 6 第 3 項および第 4 項が改正され、恒久措置として上記の措置が創設された。



### (3) 義援金等の寄附金控除

個人が義援金等を寄附した場合、それが「特定寄附金」に該当すれば、寄附金控除の対象として課税所得から控除される（上限は所得金額の 40%）<sup>24</sup>（所 78①②）。特定寄附金には、国や地方公共団体に直接寄附した義援金、財務大臣が個別に指定する「指定寄附金」等が該当する。

法人が義援金等を寄附した場合、それが国や地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金に該当するものであれば、全額が損金に算入される。<sup>25</sup>

## II 阪神・淡路大震災時の特例措置

阪神・淡路大震災の際、政府は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下、「震特法」）等を制定し、税制上の対応策を講じた<sup>26</sup>（表 6）。今般の東日本大震災に関しても、同様の特例を設けることが考えられる。

表 6 阪神・淡路大震災に伴う税制関連法案等の成立日とその概要

平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災が発生
2 月 17 日	地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 9 号）が成立 …住民税における雑損控除の繰戻しなど 災免法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 10 号）が成立 …災免法の適用要件の緩和など 震特法（平成 7 年法律第 11 号）が成立 …雑損控除や必要経費の平成 6 年分の所得への繰戻しなど
3 月 24 日	震特法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 48 号）が成立 …法人税の繰戻し還付など 地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 49 号）が成立 …代替資産に係る固定資産税の軽減措置の創設など

（出典）「特集 阪神・淡路大震災（上）」『立法と調査』No.187, 1995.5, pp.55-56; 「日本法令索引データベース」国立国会図書館ホームページ<<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp>>から筆者作成。

<sup>24</sup> 平成 23 年度税制改正案には、認定 NPO 法人や公益法人等に対する一定の特定寄附金については、その約 50%を所得税・住民税から税額控除することも選択できるようにする案が盛り込まれている。税制改正法案は成立の見通しが立たないが、民主党は、この寄附税制の拡充の部分を抜き出して 4 月中にも成立させる方向で調整に入ったと報じられている（「NPO への寄附優遇税制成立へ」『朝日新聞』2011.4.4.）。

<sup>25</sup> 「寄附金を支払ったとき」国税庁ホームページ<[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)>; 国税庁「東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて」2010.3.<<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/toriatsukai.htm>>

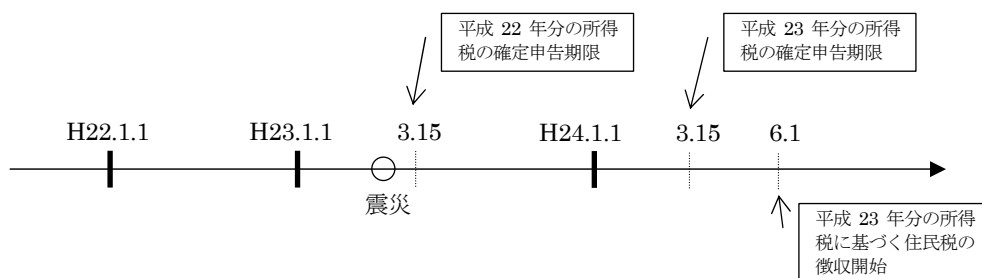
<sup>26</sup> 本章の記述は、主として是枝俊悟「阪神・淡路大震災時の税制特例措置」『大和総研 Legal and Tax Report』2011.3.15.<<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11031501tax.pdf>>; 「第 2 編 阪神・淡路大震災税制関係」『税経通信』50 巻 9 号（臨時増刊），1995.6, pp.283-368; 小川是「平成 7 年度税制改正及び阪神・淡路大震災への税制上の対応」『租税研究』549 号, 1995.7, pp.21-41; 成瀬宣孝「平成 7 年度の地方税制改正と震災復興支援措置」『租税研究』549 号, 1995.7, pp.42-57; 国税庁『改正税法のすべて（平成 7 年）』大蔵財務協会, 1995, pp.426-491 による。

本章は、阪神・淡路大震災の際の特例措置のすべてを記載しているわけではなく、主要と思われるもののみを扱っている。特に地方税に関しては、地方税法では災害等の場合に減免ができる旨の規定のみを置き、具体的な措置については自治体の条例で規定するのが通常であるため、ここでは原則として法律上の根拠を与えられた減免措置に絞った。また、平成 10 年度から課税が停止されている地価税については割愛した。

## 1 所得税・個人住民税

### (1) 雑損控除、必要経費等の繰戻し

雑損控除または災免法による所得税・個人住民税の減免制度（I-1(1)）は、損失が発生した年の所得について軽減を受けられることになっている。したがって、平成23年3月11日の東日本大震災で被った損失は、平成23年分の所得から控除されるため、税額の軽減効果は平成24年以降に現れる。事業所得等の計算に際しての必要経費算入（I-2(1)）についても、同様である。



阪神・淡路大震災の時は、被害の大きさと、平成6年分の確定申告前という特殊な時期に震災が起きたことを踏まえ、特例として、震災により生じた損失に係る雑損控除を前年（平成6年）の所得に繰戻し、早期の税負担軽減が図られた（震特法3、地附則4の2）。必要経費算入についても同様である（震特法4）。

また、災免法による減免制度についても、平成6年分の所得税額から減免を受けられることとされた（震特法42）。

### (2) 財形住宅貯蓄等の遡及課税の特例

預貯金などの利子は、原則として、その支払の際、一律20%（所得税15%、住民税5%）で源泉徴収される。サラリーマンの①財形住宅貯蓄は、住宅の取得等の頭金として払い出されることなどを要件として、また、②財形年金貯蓄は、60歳以降の年金の支払い開始まで払出しをしないことなどを要件として、元本550万円までの利子等につき所得税が非課税とされている。ただし、これらの財形住宅貯蓄等を目的以外で払い出すと、5年間遡及して課税される。

震災の時は特例として、現金を持ち合わせていないサラリーマンが当座の生活費に充てるなどの目的で、平成7年1月17日～平成8年1月16日の間に財形住宅貯蓄等を要件外で払い出した場合でも、遡及課税を行わないこととされた（震特法7）。

### (3) 住宅資金の無利息貸付け等に係る課税の特例

従業員が会社から低利で住宅資金等の貸付けを受ける場合や、金融機関で住宅ローンを組んだ従業員に対して会社が利子補給金を支払った場合、経済的利益として所得税の課税対象となる<sup>27</sup>。

特例として、震災により自己の住宅が滅失・損壊した従業員が、会社から以下のような経済的利益を受けても、所得税を課さないこととされた（震特法11）。

<sup>27</sup> なお、災害等により臨時に多額の生活資金を要することとなった役員または従業員が、低利または無利息で生活資金を借り受けた場合については、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける利息相当額の経済的利益は、課税しなくて差し支えないこととされている（所得税基本通達36-28(1)）。

- ・平成7年1月17日～平成8年12月31日までの間に会社から無利息または低利で住宅資金の貸付けを受けた場合
- ・平成7年1月17日～平成8年12月31日までの間に金融機関から住宅資金を借り受け、会社から利子補給金が支払われた場合

#### (4) 住宅ローン減税の要件緩和

現在の住宅ローン減税制度は、10年以上の住宅ローンを組んだ場合、年末のローン残高の一定割合を所得税から（控除しきれない場合は住民税からも）10年間にわたって税額控除する制度である。適用要件のひとつとして、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて当該住宅に居住していることがある。

震災時の特例として、住宅の滅失・損壊により居住することができなくなった場合でも、残存期間について住宅ローン減税の適用が受けられることとされた（震特法16）。

#### (5) 土地区画整理事業等に伴う譲渡益課税の特例

土地区画整理事業による換地処分に伴い代替土地・住宅を取得した場合、原則として譲渡益課税を行わず、元の土地・住宅の取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認めることとされた（震特法12）。

また、土地区画整理事業等に伴い個人が土地等を譲渡した場合、軽減税率の適用、1,500万円～5,000万円の特別控除等が受けられることとされた（震特法13）。法人税においても、同様の措置が採られた（震特法19, 26の4）。

#### (6) 買換資産の取得期間等の延長の特例

個人が所有期間5年超の土地等を優良住宅地等のために譲渡した場合、その譲渡益に対する課税が軽減される。譲渡の日から2年後の12月31日までの予定期間内に、優良住宅地等のための譲渡に該当することが確実であると認められる場合も、同様である（租法31の2）<sup>28</sup>。収用に伴い代替資産を取得し、または2年以内に代替資産を取得する予定の場合（租法33②, 33の2②）等にも、譲渡所得課税の特例がある。

震災に起因するやむを得ない事情により、上記の予定期間内に優良住宅地等の開発許可を受けることが困難となった、あるいは、代替資産を取得することが困難となった場合には、これらの期間の延長を認めることとされた（震特法15）。

法人税についても同様の措置が採られた（震特法25）。

## 2 法人税

I-2で述べた被災資産の損金算入や、災害による欠損金の繰越し制度に加えて、以下のような措置が講じられた。

### (1) 繰戻し還付

法人税の欠損金の繰戻し還付とは、青色申告法人が、ある事業年度において生じた欠損金額を、前年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できるという制度である。この制度は、現在、資本金等の額が1億円以下の中小企業者等を除いて適用が停止されている。

平成7年1月17日～平成8年1月16日までの間に終了する事業年度において生じた、

<sup>28</sup> 「5 優良住宅地等の譲渡」（すみしん不動産ホームページ「知っておきたい税金の基礎知識」）<[http://www.sumishin-re.co.jp/useful/knowledge/pdf/tax1\\_05.pdf](http://www.sumishin-re.co.jp/useful/knowledge/pdf/tax1_05.pdf)>

震災による損失については、繰戻し還付を認めることとされた（震特法 23）。前年度の所得が少なく、1年度の繰戻しでは震災損失の2分の1以下しか相殺できない場合には、震災損失の2分の1に達するまでの部分は、さらにもう1年度の繰戻しが認められた。

## （2）被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

法人が、平成7年4月1日～平成12年3月31日まで（当初は平成10年3月31日まで）の間に被災者向け優良賃貸住宅を新築、取得し、賃貸の用に供した場合、取得後5年間、50%（耐用年数が一定以上のものは70%）の割増償却を認めることとされた（震特法 17, 26 の2）。すなわち、被災者向け優良賃貸住宅の償却限度額は、取得後5年間、普通償却限度額×（1＋割増率）となる。

個人事業主の所得税においても同様の措置が採られた（震特法 9）。

## （3）被災代替資産等の初年度特別償却

法人が、平成7年1月17日～平成12年3月31日までの間に、被災した建物、構築物、機械・装置の代替資産（被災代替資産等）を取得し、事業の用に供した場合、初年度の特別償却を認めることとされた（震特法 18, 26 の3）（表7）。すなわち、被災代替資産等の初年度の減価償却限度額は、普通償却限度額＋（被災代替資産等の取得価額×特別償却率）となる。

個人事業主の所得税についても同様の措置が採られた（震特法 10）。

表7 被災代替資産等の特別償却率

	取得日	一般	中小企業等
	建物、構築物	平成7年1月17日～平成10年3月31日	15%
平成10年4月1日～平成17年3月31日		10%	12%
機械・装置	平成7年1月17日～平成10年3月31日	30%	36%
	平成10年4月1日～平成17年3月31日	20%	24%

（出典） 震特法第18条から筆者作成。

## （4）事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳

資産を買い換える場合、原則として、旧資産の譲渡益は益金として課税されるため、売却額の全額を新資産の購入代金に充てることはできない。

法人が、平成7年1月17日～平成12年3月31日までの間に事業用資産の買換えを行った場合、圧縮記帳による課税の繰延べ<sup>29</sup>を認めることとされた（震特法 20, 26 の5）（表8）。

たとえば、震災により滅失した神戸の工場用地の一部を売却して工場を建て直す場合（①）や、神戸から他地域に工場等に移転する場合（②）、また、東京にある社員寮を売却して神戸で工場などを建て直す場合（③）、100%の圧縮記帳が認められる。東京の土地を売却して神戸の土地を取得し、事業を始める場合（④）など、本来であれば圧縮記帳が全く認められないような場合でも、80%の圧縮記帳が認められる。<sup>30</sup>

個人事業主の所得税についても同様の措置が採られた（震特法 14）。

<sup>29</sup> 圧縮記帳とは、旧資産の譲渡益を圧縮損として損金に算入する等の方法により、譲渡益と相殺して課税を回避する手法。取得した年度においては法人税額が軽減されるものの、新資産の帳簿価格も圧縮されるため、減価償却限度額も少なくなる。その結果、免税ではなく、課税の繰延べにすぎない。

<sup>30</sup> 小川 前掲注(26), p.32.

表 8 事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳

	譲渡資産	買換資産	圧縮割合
①	被災区域内の土地、建物等で、平成 7 年 1 月 17 日前に取得されたもの	国内の土地、減価償却資産等	100% (80%)
②	被災区域外の土地、建物等	平成 7 年 1 月 17 日前に取得した被災区域内の土地に係る地上権、その土地の区域内にある事業用減価償却資産等	
③		既成都市区域外、かつ被災区域内の土地、その土地の区域内にある事業用減価償却資産等	
④		既成都市区域内、かつ被災区域内の土地、その土地の区域内にある事業用減価償却資産等	80% (60%)

(注) 圧縮割合の欄のカッコ内は、平成 10 年 4 月 1 日以後に譲渡した譲渡資産に係るもので、同日以後に取得した買換資産の圧縮割合である。

(出典) 「第 2 編 阪神・淡路大震災税制関係」『税経通信』50 巻 9 号 (臨時増刊), 1995.6, p.311 から筆者作成。

### (5) 中間申告書の提出の免除

申告期限の延長 (上記 I-5(1)) に伴い、法人税の中間申告書の提出期限がその事業年度の確定申告書の提出期限と同一の日となった場合、中間申告書の提出は不要とされた (震特法 26)。

消費税においても同様の措置が採られた (震特法 40)。

地方税である法人事業税についても、同様の措置が講じられた (地附則 9 の 3)。法人住民税の申告期限は法人税と同じであるため、震特法第 26 条の規定により、自動的に法人税と同様の扱いとなり、中間申告書の提出は不要となる。

### ※ 利子・配当等に係る所得税額の還付

阪神・淡路大震災の際に設けられた特例のうち主要なもののひとつに、利子・配当等に係る所得税額の還付措置がある。当時、利子・配当等に係る源泉所得税を法人税額から控除しきれない場合、即時には還付せず、翌事業年度以降 4 年間にわたり繰り越して、それでも控除しきれなかった部分を 4 年目に還付することとされていたため (租(旧)68 の 2)、即時還付の特例が設けられた (震特法 24)。

租(旧)68 の 2 による租税特別措置は平成 10 年度末の期限をもって廃止され、現在は即時の還付が受けられることとなっている。

## 3 相続税・贈与税

### (1) 一定の土地、株式等に係る課税価格の計算の特例

相続税・贈与税の課税上の財産の価額は、その財産を相続や贈与により取得した時の時価によるのが原則である。

震災により相当な被害を受けた一定の地域内にある土地や、その地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等については、震災前に相続、贈与により取得し、震災後に申告期限が到来する場合、震災直後の評価額を用いて課税価格を計算することができることとされた<sup>31</sup> (震特法 29, 30)。

<sup>31</sup> この特例は、震災に伴う評価損に配慮したものであるため、災害により生じた現実の損害を対象に講じられている災免法による軽減 (上記 I-3) と併せて適用されることもあり得る (『税経通信』 前掲注(26), pp.320-321.)。

## (2) 申告書の提出期限の特例

上記(1)の措置の適用を受ける場合、震災の発生直後の土地の価額については平成7年分の相続税の路線価を基準として判断することになるところ、その公表は例年8月中旬ごろであるため、申告書の提出期限を平成7年10月31日まで延長することとされた(震特法31)。

## 4 その他

### (1) 登録免許税

登録免許税は、登記、登録、免許などを受ける者に対して、登記等を受ける不動産などの価額に応じて課される国税である。不動産登記については、税率は、登記の種別に応じて0.4%~2%(土地の売買による所有権移転登記や住宅用家屋などに係る特例あり)である。

震災により滅失・損壊した住宅、工場、事務所等<sup>32</sup>を建て直した場合、所有権の移転・保存登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税は、平成7年4月1日~平成17年3月31日まで(当初は平成12年3月31日まで)の間、免税とされた(震特法37)。

### (2) 印紙税

印紙税は、契約書や領収書など、経済取引に伴い作成される文書の作成者に対して、文書の種類に応じて定額で課される国税である。消費貸借契約書については、税率は、契約金額に応じて200円~60万円(契約金額1万円未満は非課税)である。

政府系金融機関や地方公共団体等が行う住宅資金、設備資金等の特別貸付けについて、平成7年1月17日~平成17年3月31日まで(当初は平成10年3月31日まで)の間、消費貸借に関する契約書への印紙の貼付が免除された(震特法41)。

### (3) 固定資産税、都市計画税(地方税)

震災により滅失・損壊した償却資産の代替資産を、平成7年1月17日~平成10年1月1日の間に取得した場合、固定資産税の課税標準を3年間、2分の1とすることとされた(地附則16の2④⑤)。滅失・損壊した家屋の代替家屋を、平成7年1月17日~平成10年1月1日の間に取得した場合、従前の家屋の床面積に相当する部分について、固定資産税および都市計画税の税額を3年間、2分の1とすることとされた(地附則16の2⑥)。

なお、みなし住宅用地の特例(地附則16の2①~③)については、I-6(1)で述べたとおりである。

## III 政府が検討している特例措置

東日本大震災の発生を受けて、国税庁は、平成23年3月15日付けの告示<sup>33</sup>により、被災地域における国税の申告等の期限を別途定める期日まで延長することとした<sup>34</sup>(I-5(1)参

<sup>32</sup> 土地については、滅失するものではないため、特例の対象とはされなかった。ただし、後に平成10年度税制改正において、分譲マンション等の一定の区分所有建物の建替えに伴うデベロッパーから従前の区分建物所有者への土地の所有権移転登記については、登録免許税を免税とする措置が創設された(改正後の震特法38)。(国税庁『改正税法のすべて(平成10年)』大蔵財務協会, 1998, pp.541-542.)

<sup>33</sup> 「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件」(平成23年3月15日 国税庁告示第8号) <<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/kokuji/110315/index.htm>>

<sup>34</sup> 具体的な期日は、平成23年4月1日現在、まだ告示されていないようである。

照)。また、同じく平成 23 年 3 月 15 日付けの告示により、中央共同募金会が募集する NPO 法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金が指定寄附金に指定された<sup>35</sup> (I-6(3)参照)。

現在、政府・与党は、東日本大震災で被災した個人や企業に対する税制上の支援措置を検討しており、4 月中にも特例法案を国会に提出する方針とのことである<sup>36</sup>。支援策の正確な内容は、本稿執筆時点(4 月 1 日)では明らかにされていないが、新聞報道等<sup>37</sup>によれば、阪神・淡路大震災の時の措置を参考に、以下のような案が検討されていると報じられている。

- ・ 震災による損失に係る雑損控除や必要経費の平成 22 年分の所得への繰戻し = II-1(1)
- ・ 居住できなくなった住宅にも住宅ローン減税を適用 = II-1(4)
- ・ 被災地復興のための土地譲渡に関する課税の特例 = II-1(5)
- ・ 法人税の繰戻し還付<sup>38</sup> = II-2(1)
- ・ 相続税・贈与税の計算を、震災後の評価額で行う = II-3
- ・ 被災した土地や建物の代替資産を取得する場合、登録免許税を免除 = II-4(1)
- ・ 代替資産を取得した場合の固定資産税の軽減措置<sup>39</sup> = II-4(3)

また、今般の震災による被害は阪神・淡路大震災を大きく上回ると予想されることから、津波により甚大な被害を受けた農漁業者に対する一段の支援<sup>40</sup>や、寄附金控除の上限(所得金額の 40%)の引上げ<sup>41</sup>、車を買替えた場合の自動車取得税の減免<sup>42</sup>など、一層の特例措置も検討されている模様である。

## おわりに

政府・民主党は、税制関係の特例を含む 16 本の特別立法について、4 月上中旬に国会に提出し、早期の成立を目指す方針である。被災した個人や企業に対して税制上どのような措置が打ち出されるのか、阪神・淡路大震災時の特例措置とも対比しつつ、今後の検討の行方が注目される。

<sup>35</sup> 財務省「報道発表 平成 23 年東北地方太平洋沖地震等に係る指定寄附金の指定について」2011.3.15. <<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/230315shiteikifukin.pdf>>

<sup>36</sup> 「復旧へ緊急の特別立法」『日本経済新聞』2011.4.1.

<sup>37</sup> 「車買い替え 取得税減免」『日本経済新聞』2011.3.31; 「被災地の固定資産税軽減」『日本経済新聞』2011.3.30; 「税金を還付・減免 被災地支援で法案提出へ」『東京新聞』2011.3.26; 「被災企業の法人税還付 「過去 2 年」を軸に検討」『産経新聞』2011.3.26; 「被災者支援へ税減免」『毎日新聞』2011.3.25; 「所得税 損害に对应減税」『読売新聞』2011.3.24; 「震災復興支援へ税減免」『日本経済新聞』2011.3.21; 「民主、特別立法提出へ」『日本経済新聞』2011.3.17.

<sup>38</sup> 繰戻しの期間は、阪神・淡路大震災の時の 2 年間よりも拡大することも検討するとされている(『産経新聞』同上)。

<sup>39</sup> 今回はこれに加えて、震災による損害で復旧が難しい建物などに対する非課税措置も検討するとされている(『日本経済新聞』2011.3.21. 前掲注(37); 『東京新聞』 前掲注(37))。

<sup>40</sup> 『毎日新聞』 前掲注(37)

<sup>41</sup> 『読売新聞』 前掲注(37). 前掲注(24)も参照。

<sup>42</sup> 「自動車取得税を減免」『朝日新聞』2011.3.31.